

中廊下式・木造共同住宅等の防火対策の具体的方針について

平成29年5月7日、小倉北区で発生した木造共同住宅火災の課題を受けて進めてきた特別査察や、煙・熱の流動状況等の検証結果を踏まえ、中廊下式・木造共同住宅の防火対策を下記のとおり強化し、同様の火災の防止を図るもの。

記

1 特別査察（*詳細調査の結果、53棟が「中廊下式」に該当した。）

- ・ 木造共同住宅の1,012棟に特別査察を実施し、防火管理の徹底を指導

2 煙・熱の流動状況や無線連動型・住宅火災警報器の有効性等の検証（別添1）

- ・ スケールモデルを使用した煙・熱の流動状況の検証や、警報音の実測等により、無線連動型・住宅用火災警報器（以下「連動型・警報器」）を設置した場合の避難行動への有効性を確認

3 新たな防火対策の具体的方針

（1）延べ面積150㎡以上500㎡未満の中廊下式・木造共同住宅に対する防火対策（別添2）

- ・ 新築又は増改築建物は、火災予防条例を改正し「自動火災報知設備」の設置を義務化（*ただし、300㎡未満の建物は、簡易型の「自動火災報知設備」も可とする）
- ・ 既存の建物については、本市独自の「防火指導要綱」を制定し、中廊下などの共用部分に「連動型・警報器」の設置を指導（*ただし、300㎡以上の建物は居室部分も含む）

（2）未届建物の把握対策

- ・ 庁内GIS（地理情報システム）を活用した検索システムにより、消防が保有する建物のデータと定期的に突合することを制度化し、未届建物を把握

（3）関係機関の連携強化

- ・ ケースワーカーによる火災予防啓発や不動産業界との情報共有など連携の強化

4 新たな防火対策の促進策

- ・ 「北九州市消防設備士会」による地域貢献として、「連動型・警報器」の低廉な価格での提供や、設置に関する支援・相談に関する協力（検討中）
- ・ 消防法令を遵守し、また、上記3の新たな要綱に従い「連動型・警報器」を設置した建物へ、その旨の「証票」を掲示できることとし、関係機関で情報を共有

煙と警報音の検証結果

1 1/10 スケールモデルによる煙の流動と警報器の有効性の検証

- ・煙は中廊下を伝って1階部分に拡散 → 約3分で2階の中廊下に充満
- ・単独型警報器の場合 → 5分経過後も居室で作動しない場合がある
- ・連動型警報器の場合 → 約1分で建物内のすべてが作動

2 実物の中廊下式・木造共同住宅を使用した警報音の伝播確認

- ・階段や廊下等に10m毎に連動型警報器を設置することにより、すべての居室で、標準的な人を目覚めさせる音量（65dB）を確認した。

	警報器の設置場所は廊下の北端	
	警報器との距離	音圧レベル
居室1	3.5m	69.2dB
居室2	6.5m	64.3dB
居室3	10.5m	65.6dB

※全ての居室において、扉を閉鎖した状態で検証を実施

※「音圧レベル」とは、全ての居室において、標準的な人に必要な音圧である55dB（非常に大きく聞こえ、うるさい）以上のことをいう。

3 消防大学校・消防研究センターと北九州市立大学による火煙のシミュレーション

- ・ガスの温度 → 1階の中廊下は2分後、2階の中廊下は3分後に避難限界（100度）
- ・煙の濃度 → 1階の中廊下は2分後、2階の中廊下は3分後に避難限界（視程1m未満）

中廊下式・木造共同住宅等に対する防火対策

種別	設置面積	条例改正（義務）	指導要綱（任意）
		自動火災報知設備	無線連動型 ・住宅用火災警報器
既存の 中廊下式 ・木造 共同住宅	150 m ² 以上 300 m ² 未満	—	○ (共用部分のみ)
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	—	○ (居室・共用部分)
新築等の 中廊下式 ・木造 共同住宅	150 m ² 以上 300 m ² 未満	○ (※特定小規模施設用の 設備も可とする)	—
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	○	—

※ 「特定小規模施設用の設備」とは、無線連動型・住宅用火災警報器とほぼ同様の機器という。